

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社グループは、グループ経営理念を定め、その実現に向け、法令等を遵守し、適切な経営の意思決定と業務執行を図るとともに、経営の透明性、公開性及び健全性を高め、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

#### < グループ経営理念 >

1. お客様の信頼と期待に応え、最適かつ最良の総合金融サービスを提供します。
2. 地域とともに成長し、活力あふれる地域社会の実現に積極的に貢献します。
3. 豊かな創造性と自由闊達な組織風土を育み、より良い未来へ向かって挑戦し続けます。

企業統治システムに関する以下の基本的な考え方のもと、当社は、取締役15名(うち社外取締役5名)にて組織する取締役会において、中長期的な経営戦略の議論をますます充実等させるべく、権限委譲による意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監督機能を高めることが、コーポレート・ガバナンスの強化を図るうえで適切であると判断し、監査等委員会設置会社の形態を採用しております。

#### < 企業統治システムに関する基本的な考え方 >

1. 監督と執行を明確化し、取締役会が取締役の職務執行の監督に専念できる環境を整備することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保する。
2. 取締役会は、法令及び定款に定める事項並びに経営に係る方針、戦略、計画等の重要な業務執行事項以外の個別の業務執行の決定については、経営陣幹部に最大限委任する。
3. 当社は、経営陣幹部による迅速、果敢な意思決定を支援するため、グループ経営執行会議や各種委員会など任意の機関を設置し、かつ活用することにより、機動的な業務執行を実現するとともに、コーポレート・ガバナンスの充実に努めます。
4. 当社は、複数の社外役員による客観的視点を最大限活用することにより、当社経営に係る意思決定プロセスの透明性、公正性を担保する。

なお、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的に「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、公表しております。この「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を当社グループの役職員が共有し、その趣旨を十分に理解し、実践してまいります。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則3 - 1(iv)】「経営陣幹部の解任に関する方針・手続き」

【補充原則4 - 3】「客観性・適時性・透明性あるCEOの解任手続きの確立」

当社の取締役(監査等委員を含む)の選任方針は、当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役(監査等委員であるものを除く。))の選任)第9条及び(監査等委員である取締役に取締役の選任)第12条に記載しておりますが、経営陣幹部(CEO含む)の解任方針・手続きは策定していません。ただし、当社は「指名・報酬諮問委員会」を設置し、「経営陣の選任に関する事項」を当該委員会の諮問事項としており、指名・報酬に係る意思決定プロセスの透明性・公正性を高めております。

【補充原則4 - 1】「最高経営責任者等の後継者計画の策定及び監督」

当社は、後継者計画は策定していません。ただし、当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役への支援体制、トレーニング方針)第14条第1項に記載している当社の取締役(監査等委員を含む)のトレーニング方針に基づき育成しており、取締役会は、各取締役の発言等を通じ、次期代表取締役に相応しい候補者が育成されているか等についても随時確認をしております。

上記原則等への対応については、経営の透明性、公開性、健全性の観点から継続して検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

(特定の事項を開示すべきとする原則に基づく開示)

【原則1 - 4】「政策保有株式」

1. 政策保有に関する方針及び議決権行使基準

当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(政策保有株式)第23条第1項及び第3項に政策保有株式を保有する場合の方針及び議決権行使基準を記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

「政策保有株式の縮減に関する考え方」

当社グループは、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を踏まえ、下記「2. 政策保有株式に関する検証の内容」に記載の検証を行い、政策保有の必然性が低いと判断する株式につきましては、政策保有先との合意を前提に、市場への影響等に配慮しつつ順次縮減を進めてまいります。

#### 「具体的な議決権行使基準」

当社グループは、「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を踏まえ、原則として全ての議案に対し議決権を行使しております。また、当社グループ及び投資先企業の企業価値等に影響を及ぼすと考えられる議案 については、個別にその賛否を検討いたします。

具体的な議案の例は以下の通りです。

- ・取締役及び監査役の選任議案、報酬、退職慰労金議案(ガバナンス上の懸念(不祥事発生や一定期間業績不振等)がある場合)
- ・剰余金処分議案(赤字配当や一定期間に渡る黒字無配)
- ・重要な定款変更議案
- ・新株発行議案
- ・重要な組織再編議案(M & A、経営統合等)
- ・買収防衛策議案 等

#### 2. 政策保有株式に関する検証の内容

当社グループは、政策保有株式について定期的・継続的に定性(保有目的、コンプライアンス等)・定量( )評価を個別に行い、保有継続の適否を総合的に判断するとともに、取締役会へ当該検証の内容等について報告しております。

定量評価の算出式

業務粗利益(資金利益+役務利益)+年間配当金-経費-信用コスト/簿価 株主資本ROE

なお、定量基準を下回る場合においても、相手先との対話を通じ改善が見込める銘柄については、継続保有する場合があります。

また、アラーム(ウォッチング)ポイントを設定し、市場リスクが顕在化する可能性のある銘柄については随時、保有継続の可否を個別に検証・判断しております。

なお、当社は、グループ各社の検証の内容及び結果についてモニタリングし、取締役会等に報告を行うとともに、連結ベースの市場リスク管理を担うなど、持株会社としての機能強化を図っております。

#### 【原則1-7】「関連当事者間の取引」

当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(株主の利益に反する取引の防止)第20条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

#### 【補充原則2-4】「中核人材の登用等における多様性の確保」

##### (1) 女性活躍推進

当社グループの肥後銀行と鹿児島銀行では、2021年4月にすべての女性が意欲を持ち、キャリアの継続と能力の発揮を可能とする職場環境の実現へ向けて「女性活躍推進法に基づく第2次行動計画」を策定し、女性管理職へ登用の目標を設定しております。今後も年度行動計画に基づいて、個別面談や集合研修の実施、情報交換機会の提供、事業所内保育所の運営等に取り組み、全従業員が個性と能力を十分に発揮することができる職場環境づくりを行ってまいります。

(管理職に占める女性の割合 目標・実績(2022年3月末))

[肥 後]: 目標12.0%以上 実績12.4% (44名)

[鹿児島]: 目標 4.0%以上 実績 4.4% (14名)

昇格・昇進につきましては、従来より男女区別することなく、やる気と能力のある人材を公正に評価しておりますが、更なる女性活躍推進を図るため、女性の働く環境整備やキャリア形成支援による意識の向上を促しながら能力の底上げを図り、管理職の裾野となる女性役職者も計画的に増やしていきたいと考えております。

今後も年度行動計画に基づいて、個別面談や集合研修の実施、情報交換機会の提供、事業所内保育所の運営等に取り組み、全従業員が個性と能力を十分に発揮することができる職場環境づくりを行ってまいります。

##### (2) 外国人採用

2022年3月末現在、両行合わせて11名(肥後銀行7名、鹿児島銀行4名)の外国人が勤務しております。国内人口減少によりマーケットの縮小が予想されるなか、長期的展望に立った海外とのつながりを深めていく必要性が高まっており、外国人の採用を通じて、成長するアジアへの態勢強化を行うとともに、地域全体にも外国人労働力の受け入れが波及していくような取組みを目指していきたいと考えております。直近3年では、肥後銀行3名、鹿児島銀行1名を新入行員として採用しており、今後も継続的に採用を行っていく予定です。

##### (3) 中途採用

2022年3月末時点における当社の人員構成は、プロパー採用者3名(内訳:男性2名(中途1名・新卒1名)、女性1名(中途1名))、肥後銀行からの出向者40名、鹿児島銀行からの出向者31名となっております。

当社では専門性及び多様性を向上させるために、以下のような目的でプロパー社員を採用しております。

今後の事業戦略や事業拡大、ガバナンス体制強化等の実施にあたり、専門性の高い人材を採用することで、これまで以上にスピード感を発揮し、当社の事業に寄与する

プロパー社員の採用により出向者とプロパー社員が融合することで、多様性のある企業風土を醸成し、当社の全体的な活性化を促進する

当社での採用活動により当社グループの知名度を高め、子銀行における採用活動との相乗効果を図り、グループとして質の高い採用へと繋げる

当社におけるこれまでのプロパー社員の採用実績は、新卒1名・中途2名(計3名)です。2021年度に初めて新卒(理系大学院卒)のプロパー社員を採用し、専門部署に配置することでデジタル人材として育成しております。また、中途採用の2名は証券監査の専門人材とデジタル人材でございます。

##### (4) 人材育成方針、社内環境整備方針

人事部門は、基本戦略に「人づくりとエンゲージメント向上」を掲げ、「価値共創を実現する人づくり」「多様性の尊重と働きがいの向上」という2つの柱でその実現を目指してまいります。「価値共創を実現する人づくり」では、新たな成長支援策として新領域での育成支援策のほかにポストチャレンジや転籍制度など、人材の流動化・活性化を図り、社員が活躍できるフィールドをグループ全体に広げていく施策も展開していきます。「多様性の尊重と働きがいの向上」では、エンゲージメント向上のための施策をグループ一体となって展開し、従業員一人ひとりのやりがいや働きがいを高めるとともに、多様性のある職場環境や働き方を実現してまいります。

詳細につきましては、当社ホームページに公表しております「統合報告書」に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/ir/library/disclouse/>)

統合報告書「人づくりとエンゲージメント向上」

#### 【原則2-6】「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」

当社グループは、肥後銀行企業年金基金及び鹿児島銀行企業年金基金(以下、各基金)を通じて、各企業年金の積立金の運用を行っており、企業年金の総合収益を安定的かつ長期的に確保し、年金給付を将来にわたり確実にを行うため、各基金に設置する資産運用委員会・理事会・代議員会(以下、各機関)での十分な審議・検討及び運用コンサルタントや運用委託先との連携を通じ、より最適な年金資産形成を図っております。

積立金の運用においては、以下の通りアセットオーナーとして期待される機能を発揮できるよう取り組みを行っております。

・各基金では、投資商品の選定、投資配分、収益・リスク分析等運用に関する事項は、各機関での協議を経た後、決定された運用方針に基づき、各基金が投資評価や収益管理を行っております。また、運用機関に対しては、運用実績や運用方針、運用体制、運用プロセス等を勘案して総合的に評価・モニタリングを行っております。

・各基金に設置する各機関のメンバーには、市場部門長、人事部門長、企画部門長、組合代表者等、各基金の運用面・運営面で適切な資質を有した人材を選定しております。また、各基金の業務管理者には、市場部門経験者等、運用に関する専門知識を持った人材を配置しております。

・各基金は、2019年12月に『責任ある機関投資家の諸原則 日本版ステewardシップ・コード』（以下、「SSコード」）の受け入れを表明いたしました。「資産保有者としての機関投資家」として、運用受託機関に対しSSコード各原則への対応を促すことを通じ、投資先企業の企業価値向上へ寄与するとともに、中長期的な投資リターンの拡大を図ってまいります。

【原則3-1( )】「グループ経営理念」及び「グループ中期経営計画」

当社は、グループ経営理念を制定し、公表しております。詳細は、本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しております。また、グループ中期経営計画を策定し、当社ホームページに掲載しております。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/plan/>)

【原則3-1( )】「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」

本報告書の「1.基本的な考え方」に記載しております。また、当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(当社グループにおけるコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)第3条にも記載しておりますのでご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

【原則3-1( )】「取締役等の報酬決定の方針・手続き」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役の報酬等)第13条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

なお、経営陣の指名・報酬に関する取締役会の諮問機関として、「指名・報酬諮問委員会」を設置し、経営陣の報酬等に関する決定プロセスを以下のとおり明確にしております。

・監査等委員以外の取締役、執行役員に対する年度報酬総枠については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ、取締役会にて毎年度決定いたします。

・監査等委員以外の取締役、執行役員に対する個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総枠を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定いたします。

・監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

【原則3-1( )】「取締役等の選解任・指名の方針・手続き」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役(監査等委員であるものを除く。))の選任)第9条及び(監査等委員である取締役の選任)第12条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

なお、経営陣の指名・報酬に関する意思決定プロセスの透明性・公正性を高める観点から、「指名・報酬諮問委員会」を設置し、取締役等の解任に関する方針・手続きについて、継続して検討しております。

【原則3-1( )】「取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明」

当社の取締役候補者の個々の選任理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類において開示しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/ir/stock/shareholders/>)

なお、取締役等の解任がある場合につきましても同様に、説明責任を果たしてまいります。

【補充原則3-1】「サステナビリティについての取組み」

当社グループは、地域に根差した金融機関であり、持続可能な地域社会が当社グループの永続的な成長の大前提と考えております。第3次グループ中期経営計画に掲げている「お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する『地域価値共創グループ』への進化」という長期ビジョンの実現に向けて、「持続可能なビジネスモデルへの転換」を進めております。

2019年2月にはグループ共通の「サステナビリティ宣言」と、肥後銀行・鹿児島銀行の「サステナビリティ全体構想」を策定いたしました。

また、2021年6月には持続可能な地域社会の実現に向けたグループ共通の重要課題「サステナビリティ・マテリアリティ」を特定いたしました。デジタル金融サービスの普及促進や環境ビジネスの推進など特定したマテリアリティに基づく各施策の実践に取り組んでおります。

詳細につきましては、当社ホームページに公表しております「サステナビリティビジョン」に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/vision/>)

人的資本への投資については、第3次グループ中期経営計画における人材戦略として「人づくりとエンゲージメント向上」を掲げ、「価値共創を実現する人づくり」「多様性の尊重と働きがいの向上」に取り組んでおります。

詳細につきましては、当社ホームページに公表しております「統合報告書」に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/ir/library/disclouse/>)

統合報告書「人づくりとエンゲージメント向上」

当社グループは、気候変動を含む環境課題を経営の重要課題として捉え、2019年6月にTCFD提言への賛同を表明しております。TCFD提言の枠組みに基づく透明性のある開示に努めるとともに、CO2排出量削減など環境負荷の軽減に取り組んでおります。また、2022年5月にはPCAFに加盟し、投融資ポートフォリオにおける温室効果ガス排出量の測定と開示を推進し、気候変動への対応強化を図っております。

詳細につきましては、当社ホームページに公表しております「気候変動への対応」に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/sdgs/climate/>)

【補充原則4-1】「経営陣に対する委任の範囲の概要」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役会・取締役の役割)第8条第2項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

【原則4-9】「独立社外取締役の独立性判断基準及び資質」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」別紙(社外役員の独立性判断基準)に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

【補充原則4 - 10】「指名委員会・報酬委員会の権限・役割等」

当社は、経営陣(取締役(監査等委員である取締役を含む)及び執行役員)の指名・報酬に係る事項について、代表取締役及び独立社外取締役との重点的な協議・意見交換等を通じ、意思決定プロセスの透明性・公正性を高め、コーポレートガバナンスの強化に資することを目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会(以下、本委員会)を設置しております。

本委員会における諮問事項は、「経営陣の選解任に関する事項」、「経営陣の報酬に関する事項」等となっており、当社の経営陣の指名・報酬に係る事項を取締役に上程する場合、あらかじめ指名・報酬諮問委員会に諮問することを意思決定プロセスに組み込んでおります。また、本委員会には必要に応じて随時開催し、経営陣の指名・報酬に係る事項について十分な協議を重ねていることから、「取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任の強化」に資するものであります。

なお、本委員会は構成メンバーに占める独立社外取締役の割合を過半数とすることを定めており、現在の委員は代表取締役2名と独立社外取締役3名の計5名で構成し、委員長は代表取締役社長が務めております。

【補充原則4 - 11】「取締役会の知識・経験・能力のバランス等に関する考え方」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役会の構成)第7条、(取締役(監査等委員であるものを除く。))の選任)第9条第2項及び第4項、(監査等委員である取締役の選任)第12条第2項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

また、当社は、共創ビジョン「お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する「地域価値共創グループ」への進化」の実現に向けた中長期的な価値創造の観点から「企業経営」「営業」「市場運用」「法律・リスク管理」「財務・会計」「地域産業振興」「グローバルビジネス」「人事・人材開発」「SDGs・ESG」「DX・テクノロジー」の10項目のスキルを特定し、各取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキル・マトリックスを作成しております。このうち社外取締役へ特に期待する分野として「企業経営」「市場運用」「法律・リスク管理」「地域産業振興」「グローバルビジネス」「SDGs・ESG」「DX・テクノロジー」の7項目を掲げております。本スキル・マトリックスは、当該報告書最終頁に記載しております。

【補充原則4 - 11】「取締役の他の上場会社役員兼任状況」

当社の取締役が他の上場会社の役員を兼任する状況は、「株主総会招集ご通知」において開示しております。「株主総会招集ご通知」は株主の皆様にご郵送するとともに、当社ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/ir/stock/shareholders/>)

第7期定時株主総会招集ご通知「会社役員の状況」

【補充原則4 - 11】「取締役会全体の実効性についての分析・評価の結果の概要」

当社では、毎年、各取締役の自己評価などを参考に、取締役会全体の実効性について分析・評価を行うこととしており、2021年度におきましても、取締役会の構成及び運営状況など、全取締役を対象とした自己評価を踏まえ、2022年5月の取締役会において分析・評価を実施致しました。この中で、取締役会全体の実効性については確保されていることを確認するとともに、取締役会における議論の更なる活性化に向け、主に以下の課題を共有しております。

中長期的な経営戦略・経営課題に関する議論の充実  
社外役員への情報提供及び意見交換機会の拡充

【補充原則4 - 14】「取締役に対するトレーニングの方針」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(取締役への支援体制、トレーニング方針)第14条第1項に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

【原則5 - 1】「株主との建設的な対話に関する方針」

当社ホームページに公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(株主との対話)第21条に記載しておりますので、ご参照ください。

(URL: <https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/>)

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	54,641,400	12.63
一般財団法人岩崎育英文化財団	20,936,070	4.83
明治安田生命保険相互会社	18,568,563	4.29
九州フィナンシャルグループ従業員持株会	15,617,976	3.61
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	13,928,100	3.21
株式会社福岡銀行	12,620,730	2.91
宝興業株式会社	9,088,000	2.10
岩崎産業株式会社	7,616,887	1.76
第一生命保険株式会社	7,209,960	1.66
株式会社宮崎銀行	6,212,126	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、福岡 既存市場
決算期	3月
業種	銀行業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はございません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	15名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
渡辺 捷昭	他の会社の出身者											
根本 祐二	他の会社の出身者											
関口 憲一	他の会社の出身者											
田中 克郎	他の会社の出身者											
田島 優子	他の会社の出身者											

**会社との関係についての選択項目**

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡辺 捷昭			住友電気工業株式会社 取締役	大手製造業の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
根本 祐二			東洋大学 教授	大学教授として地域政策に携わっており、公共政策、都市開発、地域開発の専門家としての豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般を監督いただけると判断し、社外取締役として選任しております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性基準」を充足しております。
関口 憲一			明治安田生命保険相互会社 名誉顧問 ヒューリック株式会社 監査役  明治安田生命保険相互会社とは資本的関係があり、また、当社の完全子会社である株式会社肥後銀行及び株式会社鹿児島銀行と通常の銀行取引がありますが、個人が特別な利害関係を有するものではありません。	大手金融機関の経営者として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけると判断し、社外の監査等委員である取締役として選任しております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
田中 克郎			TM総合法律事務所代表パートナー弁護士  当社の完全子会社である株式会社鹿児島銀行と同氏が代表を務めるTM総合法律事務所との間には法律顧問契約が存在していますが、個人が特別な利害関係を有するものではありません。	弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけると判断し、社外の監査等委員である取締役として選任しております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。
田島 優子			さわやか法律事務所パートナー弁護士 株式会社千葉銀行 取締役 東京海上日動あんしん生命保険株式会社 監査役	検察官、弁護士として培われた豊富な経験、幅広い見識、知見に基づき、中立的かつ客観的な観点から当社グループの健全性確保のための監査をいただけると判断し、社外の監査等委員である取締役として選任しております。同氏は、証券取引所が定める独立性基準に抵触せず、また当社が定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。

## 【監査等委員会】

### 委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	1	2	3	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

### 当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会及び監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」)の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助するために必要な専任及び兼任の使用人を、適切に監査等委員会室に配置しております。また、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人を監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下に置くものとしております。さらに、「監査等委員会及び監査等委員である取締役の補助使用人に関する規則」を定め、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査等委員会及び監査等委員に意見を求め、これを尊重することとしております。

### 監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員である取締役は、財務・会計に関する経験と見識を有しており、会計監査人と定期的又は必要に応じて都度会合を持ち、報告を受け、意見交換等を行うなど、会計監査人と密接な連携を図っております。また、内部監査部門である監査部とも密接に連携し、必要に応じ、監査部に対して調査を求める等、効率的かつ実効性のある監査を実施するよう努めております。監査部は、当社グループにおける内部監査結果とそれに基づく当社グループの内部管理態勢の評価について、定期的かつ必要に応じて取締役会に報告しております。また、内部監査によらず経営に重大な影響を及ぼす事案や問題点等を入手した際は速やかに取締役会及び監査等委員会に報告するとともに、財務報告に係る内部統制では会計監査人と連携を図っております。

## 【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

### 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

### 補足説明 更新

経営陣の指名・報酬に係る事項について、代表取締役及び独立社外取締役との重点的な協議・意見交換等を通じ、意思決定プロセスの透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化に資することを目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

## 【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
-------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

当社の代表取締役及び常務執行役員以上の取締役、専任の取締役(除く社外取締役)に対する役員報酬は、「基本報酬(固定報酬)」及び「決算一時金(業績連動報酬)」を以って構成しております。

なお、「決算一時金(業績連動報酬)」の支給基準は、当社グループの経営全般を反映した指標である連結当期純利益を評価指標とし、連結当期純利益水準ごとの報酬枠テーブルに応じて支給することとしております。当該業績連動報酬の支給基準については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ取締役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社の取締役及び監査役に対し、2021年度に当社が支払った役員報酬等の総額は以下のとおりです。

- ・取締役(社外取締役を除く)10名に対する報酬等の総額 166百万円(うち業績連動報酬39百万円)
- ・監査等委員である取締役(社外監査等委員を除く)2名に対する報酬等の総額 10百万円
- ・監査役(社外監査役を除く)1名に対する報酬等の総額 1百万円
- ・社外役員5名に対する報酬等の総額 36百万円

当社は2021年6月より監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。また、取締役(社外取締役を除く)の支給人数には2021年6月18日開催の第6期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。なお、報酬等の総額には、使用人兼務役員の使用人給与額は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定めることとしております。2021年6月18日開催の第6回定時株主総会において、監査等委員以外の取締役は年額総額3億円以内(うち社外の監査等委員以外の取締役分3,600万円以内)、監査等委員である取締役は年額総額1億2,000万円以内にて決議しております。

当社は取締役会の決議により、監査等委員以外の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり定めております。



・監査等委員以外の取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、経営の意思決定機能及び監督機能を十分に発揮できる体系とし、一定部分は、委嘱を受けた分野又は部門の業績貢献度合いに応じたものとする。

・各監査等委員以外の取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、前項に定める体系に従い、取締役会が公正かつ透明性をもった審議を行い決定するものとし、その過程において適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設ける。

また、監査等委員である取締役の個人別の報酬等は、監査等委員以外の取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

当社の役員報酬等の構成は「基本報酬(固定報酬)」及び「決算一時金(業績連動報酬)」としており、代表取締役、常務執行役員以上の取締役、専任の取締役は「基本報酬(固定報酬)」及び「決算一時金(業績連動報酬)」、監査等委員である取締役、その他の監査等委員以外の取締役は「基本報酬(固定報酬)」のみの構成とすることを2021年6月開催の取締役会にて決議しております。

また、役員報酬に占める「決算一時金(業績連動報酬)」の支給基準(評価指標、支給割合、報酬率)は、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ取締役会で決定することとし、2022年3月の取締役会で決定した2022年度の内容は以下のとおりです。

A. 「基本報酬(固定報酬)」と「決算一時金(業績連動報酬)」の支給割合は、「基本報酬(固定報酬)」75:「決算一時金(業績連動報酬)」25とする。

B. 「決算一時金(業績連動報酬)」の支給基準は、当社グループの経営全般を反映した指標である連結当期純利益を評価指標とし、連結当期純利益水準ごとの報酬率テーブルに応じて支給する。報酬率は、連結当期純利益水準に応じて6,000万円～1億2,000万円にて設定する。

なお、執行役員の報酬等は、「基本報酬(固定報酬)」及び「決算一時金(業績連動報酬)」とし、決算一時金(業績連動報酬)対象者及び支給基準については取締役会にて定めることとしております。

## 【社外取締役のサポート体制】

監査等委員以外の社外取締役の職務を補佐する部署として経営企画部を、監査等委員である社外取締役の職務を補佐する部署として監査等委員会室を設置しております。

また、取締役会資料等は、事前に社外取締役へ配付するとともに、各部の担当役員が資料の事前説明を実施する体制としております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### < 業務執行 >

#### (1) 取締役会

取締役会は、法令、定款に定める事項のほか、当社グループの重要な業務執行を決定する機関と位置付け、監督と執行を明確化すべく、付議事項・金額基準等を設定し、取締役会規程に定めております。

#### (2) グループ経営執行会議

グループ経営執行会議は、代表取締役及び常務以上の執行役員等によって構成され、取締役会から委任された事項を審議決定すること及び経営に関する重要な事項について審議しており、迅速・果敢な意思決定に向け、審議の充実、活性化を図っております。

#### (3) グループ経営執行会議傘下の各種委員会等

当社グループに係る組織横断的課題について効果的、効率的且つ迅速に対応するため、以下の委員会を設置し、各委員会においてそれぞれの所管事項について定例的に協議しております。

##### ・総合予算委員会

中期経営計画に基づくグループ総合予算の編成、進捗状況及び組織横断的課題等について協議しております。

##### ・ALM委員会

当社グループ全体の資産・負債の総合管理並びに各種施策に関する事項等について協議しております。

##### ・リスク管理委員会

当社グループの統合的リスクをはじめとする各種リスクの総合的な管理に関する事項等について協議しております。

##### ・コンプライアンス・顧客保護等委員会

当社グループの法令等遵守及び顧客保護等の総合的な管理に関する事項等について協議しております。

##### ・組織能力向上委員会

当社グループの組織の融合、ガバナンス向上及び人的資源に関する方針、戦略等の策定、実現及び効果検証に関する事項等について協議しております。

##### ・新事業開発委員会

当社グループの連結収益強化に資する新規事業、新たな収益開発及び国内外及び業務領域等における新たなマーケット等に関する事項等について協議しております。

##### ・デジタル・イノベーション委員会

当社グループのマーケティング及び業務プロセス等に革新をもたらすデジタルテクノロジー等の活用並びに基盤整備に関する方針、戦略等の策定、実現及び効果検証に関する事項等について協議しております。

##### ・サステナビリティ推進委員会

当社グループのサステナビリティに関連する施策の取り組み状況を定期的に把握するとともに、当社グループ・お客様・地域の持続可能性に資する施策等について組織横断的に協議しております。

#### (4) 執行役員

執行役員制度を導入し、取締役が担うべき「経営の意思決定機能及び取締役の職務執行の監督機能」と執行役員が担うべき「業務執行機能」を分離し、それぞれが担うべき役割と責任を明確にすることで、機動的かつ効率的な業務執行を可能とする体制を整備しております。

### < 監督・監査 >

#### (1) 取締役会による監督

取締役会は、金融業務に精通した当社グループ出身の取締役10名と、中立的かつ客観的な観点から当社グループの経営全般の監督を行う独立性の高い社外取締役5名で構成され、法令・定款に定める事項のほか、当社グループ経営に係る重要な業務執行を決定、並びに取締役の職務

執行の監督を主な役割としております。

#### (2) 監査等委員会監査

年度毎の監査方針及び監査計画に基づき、取締役会、グループ経営執行会議、各種委員会等の重要な会議への出席、監査部・リスク管理担当部署等からの定例報告及びヒアリング等に加え、財務等の企業経営に関する相当程度の知見を有する監査等委員である取締役による会計監査に関するモニタリング及び検証等を実施する体制としております。

#### (3) 内部監査

当社の監査部は、被監査部署から独立した体制をとり、年度毎の監査方針及び監査計画に基づき、内部管理態勢(リスク管理態勢含む)等の適切性、有効性を監査する体制としております。また、監査部は、内部監査の内容について、取締役会、グループ経営執行会議及び監査等委員会へ報告する体制としております。

#### (4) 会計監査

当社は、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を有限責任監査法人トーマツと締結しており、適宜監査が実施されております。

#### < 指名・報酬決定 >

##### (1) 指名・報酬諮問委員会

経営陣の指名・報酬に係る事項について、代表取締役及び独立社外取締役との重点的な協議・意見交換等を通じ、意思決定プロセスの透明性・公正性を高め、コーポレート・ガバナンスの強化に資することを目的に、取締役会の諮問機関として指名・報酬諮問委員会を設置しております。

##### (2) 経営陣の指名

・監査等委員以外の取締役は、指名・報酬諮問委員会に候補者を諮問のうえ、取締役会において選定し、定款の定めにより、株主総会において選任しております。

・監査等委員である取締役は、指名・報酬諮問委員会に候補者を諮問のうえ、監査等委員会の同意を得て、取締役会において選定し、定款の定めにより、株主総会において選任しております。

・執行役員は、指名・報酬諮問委員会に候補者を諮問のうえ、取締役会において選任しております。

##### (3) 経営陣の報酬

2021年6月18日開催の第6回定時株主総会において、監査等委員以外の取締役は年額総額3億円以内(うち社外の監査等委員以外の取締役分3,600万円以内)、監査等委員である取締役は年額総額1億2,000万円以内にて決議しております。

当社の監査等委員以外の取締役、監査等委員である取締役、執行役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は取締役会及び監査等委員である取締役であり、その権限の内容及び裁量の範囲等については以下のとおりです。

・監査等委員以外の取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内で、取締役会が公正かつ透明性をもった審議を行い決定するものとし、その過程において適切に社外取締役の関与、助言を得る機会を設けます。

・監査等委員である取締役の報酬等は、監査等委員以外の取締役の報酬等とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定いたします。

なお、当社は、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長が監査等委員以外の取締役、執行役員の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。その権限は、各監査等委員以外の取締役、執行役員の基本報酬および各監査等委員以外の取締役、執行役員の担当業務の実績に基づいた決算一時金(業績連動報酬)の評価配分であります。これらの権限を委任した理由は、当社の業績を全体的に把握しかつ各監査等委員以外の取締役、執行役員の評価を実施するのは代表取締役社長が最も適しているからであります。

当該権限が適切に行使されるよう監査等委員以外の取締役、執行役員の年度報酬総額については、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ取締役会にて毎年度決定し、監査等委員以外の取締役、執行役員の個人別報酬額については、取締役会にて決定された年度報酬総額を限度に、指名・報酬諮問委員会に諮問のうえ代表取締役社長が決定するとの措置を講じております。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	総会議案について十分にご検討いただけるよう、招集ご通知につきましては、法定期日より前に発送することに加え、発送前に当社ホームページ及び東京証券取引所での開示を実施しております。
集中日を回避した株主総会の設定	第7期定時株主総会は2022年6月17日に開催
電磁的方法による議決権の行使	インターネットによる議決権行使制度を採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知を当社ホームページに掲載するとともに、東京証券取引所及び議決権行使プラットフォームに提供しております。

その他	<p>株主の皆様に分かり易く、透明性の高い株主総会運営とすべく、以下の対応を行っております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・招集通知書に、候補者一覧、候補者の写真等を掲載</li> <li>・事業報告に関し、スクリーンを活用したビジュアルな説明を実施</li> <li>・本会場に加え、サテライト会場を設置するとともに、インターネット中継による同時配信を実施し、より多くの地元株主の皆様には株主総会の模様を公開。</li> </ul>
-----	--

## 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	<p>当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」(適切な情報開示と透明性の確保)第25条に記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>(URL: <a href="https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/">https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/</a>)</p>	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	2016年度より、個人投資家向け説明会を実施しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>半期ごとにアナリスト・機関投資家向け説明会を開催し、代表取締役社長及び経営企画部長による経営戦略や財務状況等に関する説明を実施しております。</p> <p>なお、本年6月については、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、説明内容を当社ホームページにて動画配信するとともに、電話会議等による個別ミーティングを実施しております。</p>	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	<p>証券会社が主催する海外投資家とのコンファレンスを通じ、海外投資家向けに説明しております。</p> <p>なお、昨年予定されていたコンファレンスについては、新型コロナウイルス感染症対策の観点から中止となっております。</p>	なし
IR資料のホームページ掲載	<p>決算情報、適時開示情報、会社説明会資料等を掲載しております。</p> <p>また、アニュアルレポートの他に決算短信、有価証券報告書、統合報告書、会社説明会資料を英文で開示しております。</p>	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署: 広報・IR部	

## 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社ホームページにて公表しております「コーポレートガバナンス・ガイドライン」第3章(株主の権利・平等性の確保)、第4章(株主以外のステークホルダーとの適切な協働)に記載しておりますので、ご参照ください。</p> <p>(URL: <a href="https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/">https://kyushu-fg.co.jp/company/governance/</a>)</p>

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<p>当社グループでは、グループ共通の「環境方針」、「グリーン購入に関する指針」を策定し、熊本・鹿児島県の豊かな自然環境の保全に取り組んでおります。</p> <p>当社グループの肥後銀行では、自ら保有する「阿蘇大観の森」で累計14万本を超える植樹を実施しております。また鹿児島銀行では、「環境を育む企業の森林づくり事業」へ毎年参加し、植樹活動を通して環境保全に取り組んでおります。</p> <p>このほか、地域行事への参加やスポーツ・文化イベントの協賛、社会福祉への貢献など、地域社会活性化への積極的な活動を継続して行っております。</p> <p>詳細につきましては、当社および肥後銀行・鹿児島銀行のホームページにて公表しておりますので、ご参照ください。</p> <p>九州フィナンシャルグループ「環境方針」「グリーン購入に関する指針」 (URL: <a href="https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/csrmanagement/">https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/csrmanagement/</a>)</p> <p>九州フィナンシャルグループ「環境保全活動への参加」 (URL: <a href="https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/sdgs/activities/">https://www.kyushu-fg.co.jp/csr/sdgs/activities/</a>)</p> <p>肥後銀行「環境保全活動」 (URL: <a href="https://www.higobank.co.jp/aboutus/csr/#environment">https://www.higobank.co.jp/aboutus/csr/#environment</a>)</p> <p>鹿児島銀行「環境への取り組み」 (URL: <a href="https://www.kagin.co.jp/investor/315_eco.html">https://www.kagin.co.jp/investor/315_eco.html</a>)</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>ステークホルダーに対する情報提供のために、「適時開示」に係る規則を定め、情報開示が適切に行われる体制としております。</p>
<p>その他</p>	<p>当社グループの株式会社肥後銀行、株式会社鹿児島銀行において、女性活躍推進法にかかる「一般事業主行動計画」を策定し、女性の活躍に向けた取り組みとして、仕事と育児の両立支援制度の整備・拡充しており、女性が活躍するための継続的な人材育成を行い、女性管理職等の積極的な登用を図ってまいります。</p>

## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- A. 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループの「コンプライアンス基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人に対しコンプライアンスの周知徹底を図っております。
- B. 当社は、グループのコンプライアンス統括部署としてCR統括部を設置するとともに、グループ全体のコンプライアンスに係る重要な事項を審議する委員会を定期的に開催し、コンプライアンス体制の整備・充実を図っております。
- C. 当社は、グループの「反社会的勢力への対応基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係を遮断するための体制を整備しております。
- D. 当社は、グループの「顧客保護等管理基本方針」を定め、当社グループの取締役、執行役員及びその他使用人が顧客の利益を保護し、利便性の向上を図るための体制を整備しております。
- E. 当社は、グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、法令等違反行為や不正行為等に関するグループの通報・相談窓口を設置し、適切な措置を講じる体制を整備しております。
- F. 当社は、グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループの法令等遵守体制及び顧客保護等管理体制の適切性・有効性について検証しております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 当社は、文書管理に関する規則を別途定め、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する体制を整備しております。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- A. 当社は、リスク管理を経営の最重要課題の一つとして位置付け、グループの「リスク管理基本方針」を定め、当社及びグループ内会社が連携し、グループが抱えるあらゆるリスクを適切に管理するための体制を整備しております。
- B. 当社は、当社グループのリスク管理統括部署としてのCR統括部とグループ全体のリスク管理に係る重要な事項を協議する委員会を設置し、リスク管理体制を整備しております。
- C. 当社は、当社グループの「業務継続基本方針」を定め、危機発生時において速やかに当社及びグループ内会社の業務の継続、通常機能の早期復旧を図るための体制を整備しております。
- D. 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又はグループ内会社の監査部が定期的に内部監査を実施し、当社グループのリスク管理体制の適切性・有効性について検証しております。
- (4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- A. 当社は、「取締役会規程」に、取締役会の組織・運営に係る基本的事項を定めるとともに、取締役会が委任する事項を審議・決定するグループ経営執行会議、各種委員会を設置し、「グループ経営執行会議規程」、各種委員会要綱に基づき、グループ経営が効率的かつ適切に行われる経営管理体制を整備しております。
- B. 当社は、「組織規程」及び「職務権限規程」を制定し、組織・業務・権限について明確に定め、取締役の職務の執行が迅速かつ効率的に行われる体制を整備しております。
- (5) 当社並びにグループ内会社から成る企業集団における業務の適正性を確保するための体制
- A. 当社は、「グループ経営管理規程」を定め、グループ内会社の経営の自主性を尊重しつつ、子会社の経営が適切に行われるように指導・管理するためのグループ経営管理体制を整備しております。
- B. 当社は、グループ内会社の意思決定及び業務執行に関し、重要な事項については定期的に又は必要に応じ随時、当社に対し協議又は報告を行うことを「子会社との協議・報告事項に関する規則」に定め、グループ内会社における取締役及び執行役員の職務の執行が効率的かつ適切に行われる体制を整備しております。
- C. 当社は、グループ内会社の運営を管理する部署として経営企画部を設置し、「組織規程」に基づき、子会社の事業計画に係る支援・指導及び推進の統括を行っております。

D. 当社は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、財務報告の適正性・信頼性を確保するため、グループの「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、当社グループの財務報告に係る内部統制体制を整備しております。

E. 当社は、「グループ内取引等に係る基本方針」及び「グループ内の業務提携等に係る基本方針」を定め、グループ内取引等が、法令等に則り適切に行われる体制を整備しております。

F. 当社は、当社グループの「内部監査に関する基本方針」及び「内部監査規程」を定め、当社又は当社グループの監査部が定期的に内部監査を実施し、グループ内取引等管理体制の適切性・有効性について検証しております。

(6) 監査等委員会及び監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」)がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する部署として監査等委員会室を設置し、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助するために必要な専任及び兼任の使用人を、適切に監査等委員会室に配置しております。

(7) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性及び監査等委員会及び監査等委員の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

A. 当社は、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人を監査等委員会及び監査等委員の指揮命令下に置くものとしております。

B. 当社は、「監査等委員会及び監査等委員である取締役の補助使用人に関する規則」を定め、監査等委員会及び監査等委員の職務を補助する使用人の任命・人事考課・人事異動・懲戒処分等については、あらかじめ監査等委員会及び監査等委員に意見を求め、これを尊重することとしております。

(8) 当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

A. 当社は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」を制定し、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人が、当社又はグループ内会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、直ちに当社の監査等委員会に報告する体制を整備しております。

B. 当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」に基づき、定期的に又は必要に応じ随時、業務執行に係る重要な事項等について当社の監査等委員会に報告を行うとともに、監査等委員会から報告を求められたときには適切に対応しております。また、業務執行に係る重要な事項等について、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人から報告を受けた場合は、その報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告を行っております。

C. 当社は、当社グループの「コンプライアンス・ホットライン規程」に基づき、当社グループの監査等委員以外の取締役、監査等委員、執行役員、監査役及びその他使用人が、法令等違反行為、不正行為等を発見し、通報等を行う必要がある場合は、当社の監査等委員会に直接報告することができる体制を整備しております。また、CR統括部は、当社グループの内部通報の状況について、速やかに当社の監査等委員会に報告しております。

(9) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの「監査等委員会への報告規程」及び「コンプライアンス・ホットライン規程」を定め、当社の監査等委員会に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し不利益な取扱いを行うことを禁止しております。

(10) 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、監査等委員会の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

(11) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

A. 監査等委員は、「取締役会規程」、「グループ経営執行会議規程」、各種委員会要綱に基づき、取締役会・グループ経営執行会議、各種委員会等に出席し、意見を述べることができます。

B. 監査等委員以外の取締役は、定期的に又は必要に応じ随時、監査等委員と意見交換を行い、適切な意思疎通を図っております。

C. 当社又は子会社の監査部は、監査結果について監査等委員会に定期的に報告するとともに、監査等委員会室と適切に連携し、監査等委員会監査が実効的に行われる体制を確保しております。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定めております。

A. 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体で対応し、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

B. 反社会的勢力への対応に備え、警察、弁護士等の外部専門機関と平素より緊密な連携関係を構築します。

C. 反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断します。

D. 反社会的勢力に対する資金提供や利益供与は絶対に行いません。

E. 反社会的勢力の排除、取引未然防止に向け、管理態勢等の整備を図ります。

(2) 整備状況

当社のCR統括部において、当社及びグループの反社会的勢力に関する情報を一元管理し、情報の収集・共有化に努めてまいります。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

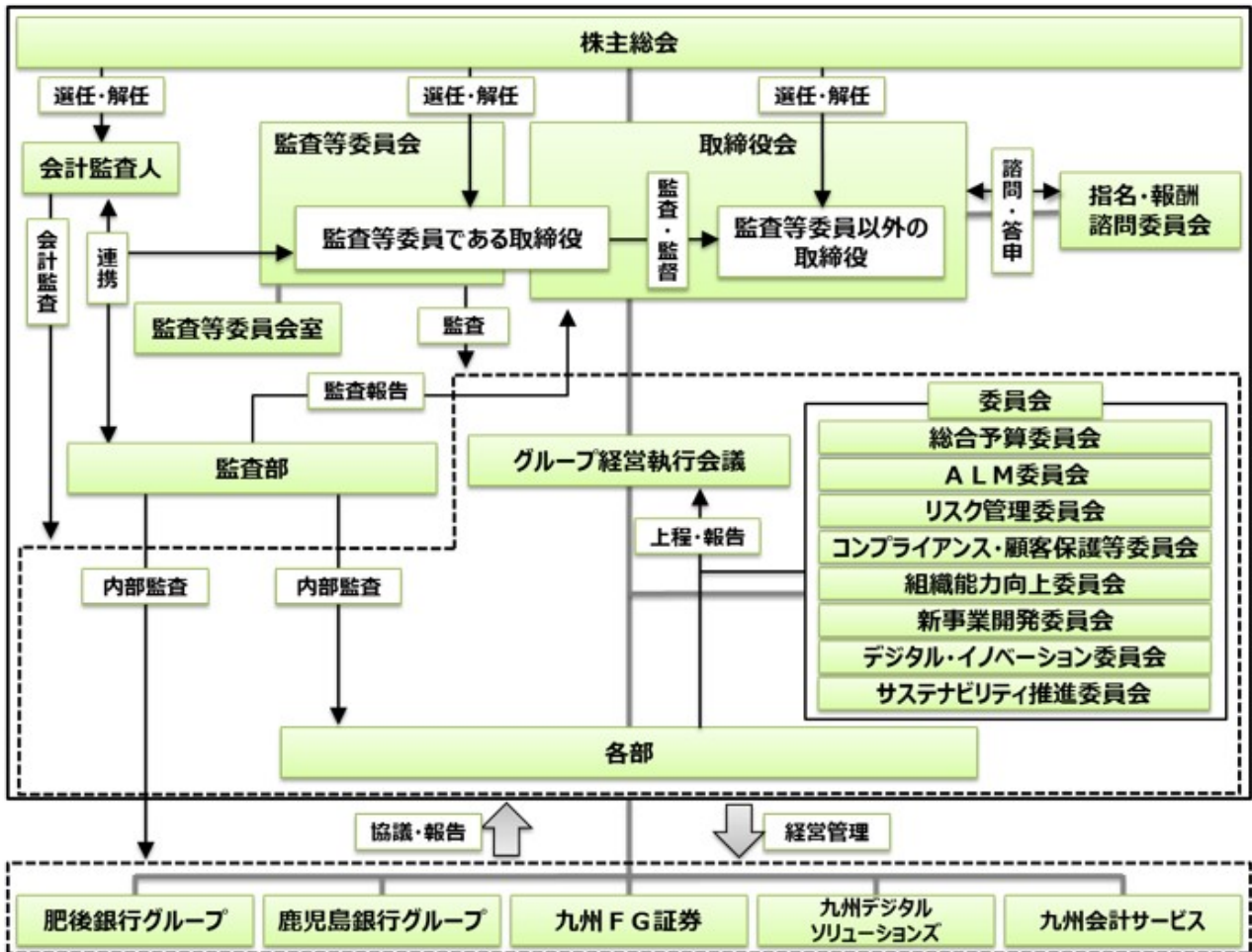
買収防衛策の導入の有無

なし

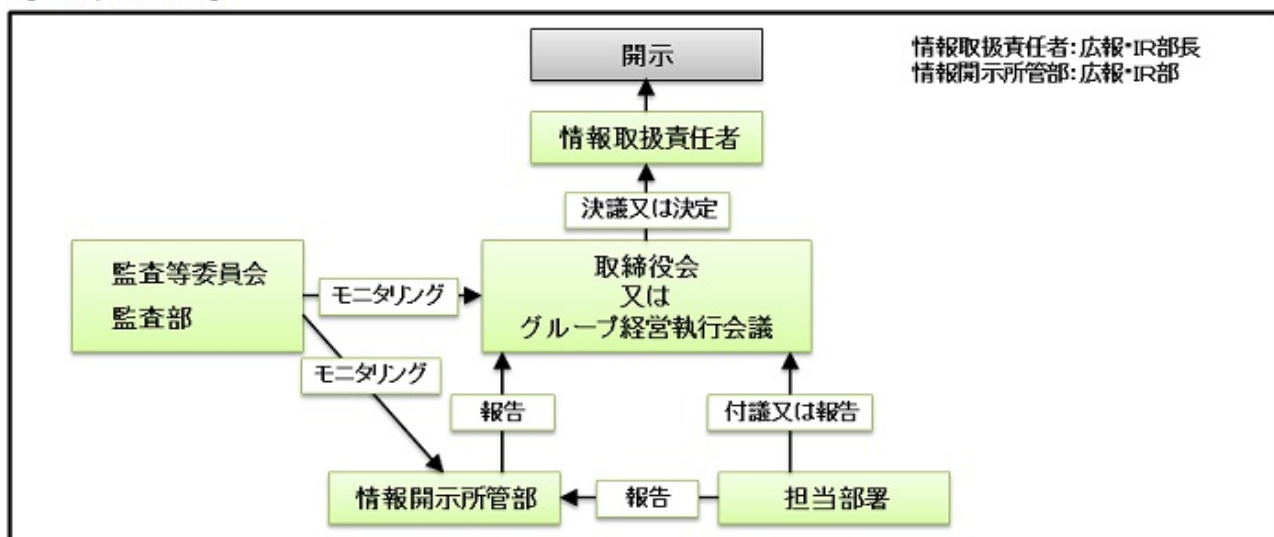
## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

- 以下については、別添をご参照ください。
- ・コーポレートガバナンス体制
  - ・適時開示体制
  - ・スキル・マトリックス

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制】



【スキル・マトリックス】

【社内取締役】

氏名	地位	知識・経験・能力を有する分野										
		企業経営	営業	市場運用	法律リスク管理	財務会計	地域産業振興	グローバルビジネス	人事人材開発	SDGs ESG	DXテクノロジー	
松山 澄寛	代表取締役会長	●	●	●	●	●	●					●
笠原 慶久	代表取締役社長	●	●				●	●	●	●		●
江藤 英一	取締役専務執行役員			●	●	●				●		
赤塚 典久	取締役専務執行役員				●	●	●					●
田中 博幸	取締役常務執行役員		●		●	●						
岩立 康也	取締役常務執行役員				●	●	●		●			
甲斐 隆博	取締役	●	●	●		●	●	●	●			●
上村 基宏	取締役	●	●	●	●	●	●		●			●
田辺 雄一	取締役（監査等委員）		●		●				●			
北ノ園 雅英	取締役（監査等委員）		●			●	●					

【社外取締役】

氏名	地位	特に期待する分野						
		企業経営	市場運用	法律リスク管理	地域産業振興	グローバルビジネス	SDGs ESG	DXテクノロジー
渡辺 捷昭	取締役	●		●		●	●	●
根本 祐二	取締役				●		●	●
関口 憲一	取締役（監査等委員）	●	●		●	●		
田中 克郎	取締役（監査等委員）	●		●		●		
田島 優子	取締役（監査等委員）	●		●			●	